【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（名称の使用制限）

第七十九条の十五　認定団体でない者は、認定投資者保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（名称の使用制限）

第七十九条の十五　認定団体でない者は、認定投資者保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（改正前）

（新設）